

令和2年度学童クラブ入会のしおり

【在職証明書について】

学童クラブと保育園の両方を申請する方は保育園用の就労証明書をご使用ください。

学童クラブ用の在職証明書は保育園の申請には使えません!!

【自営業・出産予定・疾病の方】

用紙が別にありますので、お申し出ください。

学童クラブ入会申請前に必ずお読みください。

申請後も、学童クラブ入会中は保管していただきますようお願いいたします。

学童クラブは、保護者の就労等により放課後や夏休みなどに適切な監護(保育)を受けられない小学生を対象に、安全な生活の場を提供するとともに健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

●令和2年4月1日から入会を希望される場合

受付期間: 令和元年12月2日(月)から令和元年12月13日(金)まで

詳細は別紙「令和2年度4月入会希望者集中受付のご案内」を確認してください。

●年度途中(令和2年5月1日以降)の入会を希望される場合

受付期間: 入会を希望する月の前月15日まで

(15日が土曜日、日曜日、祝日の場合は次の開庁日まで)

受付場所: 市役所子ども育成課学童クラブ係(本庁2階)

受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで

昭島市子ども家庭部子ども育成課学童クラブ係
〒196-8511 昭島市田中町1-17-1
電話 042-544-5111 内線2248・2249

目次

1. 入会対象児童について	3ページ
2. 申請要件について	3ページ
3. 開所日について	3ページ
4. 保育時間について	3ページ
5. 学童クラブを利用できる日について	3ページ
6. 延長保育について	3ページ
7. 学童クラブでの過ごし方について	4ページ
8. 費用について	4ページ
9. 費用の減額・免除について	4ページ
10. 申請に必要な書類について	5ページ
11. 申請から入会までのスケジュール	5ページ
12. 入会許可期間について	5ページ
13. 各種変更の手続きについて	6ページ
14. 学童クラブに関するQ&A	6ページ
15. 学童クラブ一覧	7ページ

1. 入会対象児童について

- ・ 小学校1年生から3年生までの児童(障害のある児童が継続申請する場合は4年生まで)で、保護者の就労等により放課後や夏休みなどに適切な監護(保育)を受けられない児童
- ・ 心身に障害のある児童の入会審査については、保護者の了承のうえ、事前に保育園等で行動観察を行い、集団生活が可能であることを確認させていただきます(各クラブ定員数内で3名まで受け入れ可能)。
申請される際に診断書の提出が必要となります。

★ 入会することができない児童について

- ・ 感染症又は悪性の疾患を有する児童
- ・ 心身が虚弱で学童クラブの集団生活に耐えられない児童

2. 申請要件について

次の(1)～(3)全てに該当する場合に申請できます。

(1)保護者の勤務が、月曜日から土曜日までのうち3日以上又は月12日以上、且つ正午過ぎまでの1日4時間以上である。

(2)(1)のほか、保護者が疾病等で児童の監護(保育)に当たれず、学童クラブを必要とする状況である。

(3)入会時65歳未満の同居の祖父母が就労等により児童の監護(保育)に当たれず、学童クラブを必要とする状況である。
※同居の祖父母とは、同一住所の祖父母となります。

3. 開所日について

月曜日～土曜日

※祝日及び年末年始(12/29～1/3)は閉所となります。

4. 保育時間について

学校のある日	下校時から午後6時まで(延長保育は午後7時まで)
学校休業日(春・夏・冬休み、振替休業日)	午前8時から午後6時まで(延長保育は午後7時まで)
土曜日	午前8時から午後6時まで(延長保育は午後7時まで)

5. 学童クラブを利用できる日について

在職証明書等で証明された曜日及び時間帯までのご利用となります。

※お仕事等がお休みの時など、入会した理由以外の理由ではご利用できません。なお、土曜日の保育は事前の申請が必要です。

【参考】学童クラブと放課後子ども教室の利用について

	保護者就労日(注)		保護者就労以外の日	
学童クラブ	○	×	×	※放課後子ども教室を利用する場合は登録が必要です。
放課後子ども教室	×	○	○	※放課後子ども教室開催日は各学校により異なります。

(注)同日に学童クラブと放課後子ども教室の利用はできませんので、どちらか一方の利用となります。

6. 延長保育について

- ・事前申請のうえ、在職証明書等で必要と認められた場合のみご利用可能となります。
 - ・延長保育時間帯は午後6時から午後7時までと、学校がお休みの日の午前8時から午前8時30分までとなります。
 - ・午後6時からの延長保育をご利用される場合は原則、保護者のお迎えが必要となります。
 - ・ご利用されたい方は利用する前の月の25日までに申請してください。
- なお、当日の急なご利用の場合は、午後5時30分までに学童クラブに連絡のうえ、利用可能となります。

7. 学童クラブでの過ごし方について

(1) 学校のある日

時間	保育内容
下校時～	登所、出席確認、健康状態の確認
～15:00	自由学習、自由遊び、集団遊び
15:00～16:00	おやつ、集団活動、整理整頓
16:00～18:00	自由遊び

(2) 学校休業日(春・夏・冬休み、振替休業日、土曜日特別保育)

時間	保育内容	夏休み
8:30～9:00	登所、出席確認、健康状態の確認	
9:00～10:00	自由学習	
10:00～12:00	自由遊び	(学校プールや学校での学習)
12:00～13:00	昼食	
13:00～15:00	自由遊び	午睡(学校プールや学校での学習)
15:00～16:00	おやつ、集団活動、整理整頓	
16:00～18:00	自由遊び	

8. 費用について

内訳		金額	支払方法及び支払期限
育成料		月額4,500円	口座振替又は納付書 口座振替日及び納付期限は各月末日 (12月のみ例外) ※土・日・祝日の場合は翌営業日
延長育成料	月単位	午後6時～6時30分 月額1,000円 午後6時～7時 月額2,000円	
	日単位・単発	30分毎に100円	
間食・行事費		月額1,500円	各学童クラブの指定口座に振込み

9. 費用の減額・免除について

- ・申請が必要です。入会の決定通知が届いた方が手続きできます。
(注)令和元年度減額・免除を受けていた場合も、あらためて申請が必要となります。
- ・減額・免除開始は申請月の翌月分から対象となります。
- ・市役所子ども育成課学童クラブ係(本庁2階)にて、以下の書類と印鑑をご持参のうえ、手続きをしてください。

提出書類は下の表で確認してください。

- ①学童クラブ育成料等減免申請書 ※押印箇所あり
- ②学童クラブ扶助費支給申請書 ※押印箇所あり
- ③生活保護受給証明書
- ④平成31年度市区町村民税非課税証明書 ※前住地の自治体で同一世帯全員分の非課税証明書を取得し、提出ください。
- ⑤令和2年度市区町村民税非課税証明書 ※前住地の自治体で同一世帯全員分の非課税証明書を取得し、提出ください。
- ⑥戸籍謄本
- ⑦平成31年度市区町村民税課税証明書※前住地の自治体で同一世帯全員分の課税証明書を取得し、提出ください。
- ⑧令和2年度市区町村民税課税証明書 ※前住地の自治体で同一世帯全員分の課税証明書を取得し、提出ください。

対象者	費用(自己負担分)			提出書類		
	育成料	延長育成料	間食・行事費	昭島市の住民になった日		
				H31年1月1日以前	H31年1月2日からR2年1月1日の間	R2年1月2日以降
兄弟姉妹で入会の世帯	弟・妹が月額3,000円	全額自己負担	全額自己負担	①	①	①
生活保護法による生活保護世帯	0円	0円	0円	①②③	①②③	①②③
平成31年度市区町村民税の非課税世帯	4～6月分のみ0円	4～6月分のみ0円	4～6月分のみ0円	①②	①②④	①②④
令和2年度市区町村民税の非課税世帯	7～3月分のみ0円	7～3月分のみ0円	7～3月分のみ0円	①②	①②	①②⑤
所得金額が125万円以下で婚姻歴の無いひとり親世帯	0円	0円	0円	①②⑥	①②⑥⑦	①②⑥⑦⑧

10. 申請に必要な書類について

申請書類は原則、保護者が持参してください。

(1) 入会申請書

(2) 保護者等(父母及び65歳未満の同居の祖父母分)の状況確認書類

※保護者等の状況で提出書類が異なりますので、下の表で確認してください。

※「学童専用」の在職(内定)証明書及び就労状況申告書は、**保育所等の申請には使えません**。保育所等を合わせて申請される場合は、保育専用の就労証明書の用紙をご利用ください。

保護者の状況	提出書類					入会許可期間
	在職(内定)証明書	就労状況申告書	申立書	出産予定申告書	その他	
就労(自営業以外)	○					年度末が上限
就労(自営業)		○			開業届や確定申告の写し	
就学			○		時間割表等授業時間・日数及び在学期間が確認できる書類	
疾病等			○		診断書(通院・入院期間・学童クラブの必要性を明記しているもの)	
障害			○		障害者手帳の写し	
看護・介護			○		診断書・介護保険証の写し	
求職中	○	※内定後				2箇月
出産				○	母子手帳の写し又は提示	出産月の前後2箇月を含む計5箇月

※求職要件での利用は年度1回のみとなりますので、ご注意ください。

11. 申請から入会までのスケジュール

内容	4月入会	年度途中(5月以降)入会
入会申請期間	令和元年12月2日から12月13日まで	入会を希望する前月15日まで
入会決定時期	2月中旬	入会を希望する前月下旬
通知方法	郵送	電話連絡後、郵送 (待機の場合は郵送のみ)
入会の説明	3月中旬に各クラブにて	前月中に各クラブにて

※4月入会については、令和元年12月13日までに申請された方から審査をし、入会指数の高い方から入会を決定しますが、それ以降も令和2年3月16日までは申請できます。

※申請者数が定員を超えた場合は、空きが出た月毎に審査をし、入会指数の高い方から入会を決定します。

12. 入会許可期間について

年度末(令和2年3月31日)を上限とし、保護者の状況により決定します。

次年度も入会を希望される場合は、あらためて申請が必要です。

13. 各種変更の手続きについて

申請内容に変更があった場合は、すみやかに必要書類を提出してください。(各クラブに提出可)

変更内容	必要書類	提出期限	
退会する	学童クラブ退会届書	退会する月の25日まで	
入会申請を取り下げる	学童クラブ入会申請取下届	入会する前月末日まで	
延長保育の利用方法を変更する	延長利用(変更・解除)申出書	変更する月の前月末日まで	
住所	学童クラブ入会申請書記載事項変更届	すみやかに	
電話番号	※転校に伴い学童クラブを変更する場合は、変更する月の前月15日までに、市役所学童クラブ係に申し出てください。空き状況次第で翌月より変更可能となります。		
保護者氏名			
児童氏名			
同居家族の状況			※同居家族の状況により、保護者等の状況確認書類を提出していただく場合があります。
学校			
保護者の転職・復職・就職		在職(内定)証明書	
保護者の勤務日・勤務時間の変更	在職(内定)証明書	すみやかに	
保護者の勤務先名称・所在地・電話番号の変更	学童クラブ入会申請書記載事項変更届 ※在職証明者が変更する場合は、在職(内定)証明書		
保護者が退職し、求職活動をする	学童クラブ入会申請書記載事項変更届		
保護者が産休に入る	学童クラブ入会申請書記載事項変更届・出産予定申告書・母子手帳の写し又は提示		

14. 学童クラブに関するQ&A

Q 現在学童クラブに入会しています。次年度も継続して入会したいのですが、何か手続きは必要ですか？

A 次年度の入会申請が必要です。学童クラブは年度毎に申請を受け審査を行い入会者を決定します。なお継続の場合は、可能な限り同じクラブに決定しております。

Q 兄弟で学童クラブを申請する予定ですが、通う小学校に学童クラブが2箇所ある場合、兄弟が別々のクラブになることはありますか？

A 兄弟姉妹での入会の場合は、同じクラブに決定しております。ただし定員を超える申請があった場合、学年で入会指数に差が出るため、同月から入会できない場合があります。

Q 夏休みや冬休みのみの利用はできますか？

A 学童クラブの利用が月毎であるため、入会したい月の前月15日までに年度途中の入会申請をしてください。空き状況に応じて入会を決定します。
※退会手続きも必要です。

Q 学童クラブは保護者のお迎えが必要ですか？

A 午後6時からの延長保育時間中は保護者のお迎えが必要です。
午後6時までは、お迎え無しの降所も可能です。お子さん同士誘い合っ、集団で登降所できる環境づくりをお願いします。また、寄り道しないで帰宅できるように指導をお願いします。
具体的な降所時間や降所方法は、入会後に提出していただく「生活表」と入会後に配布する「れんらくちょう」で確認します。ただし、気象災害等の状況により安全を考慮して、送迎をお願いすることもあります。

Q 学童クラブを欠席する場合は連絡が必要ですか？

A 欠席や降所時間の変更等は、れんらくちょうへの記入、電話又は口頭でお知らせください。
学校を欠席又は早退されてクラブを欠席される場合もご連絡ください。
事故防止のため、お子さんによる記入、口頭申し入れは認めていません。必ず保護者が連絡してください。

Q 習い事のために、遅刻して来たり一時的に学童クラブを抜けたりすることは可能ですか？

A 学童クラブでは習い事による遅刻や一時的にクラブを抜けることはできません。
(夏休みの学校プールや学校での学習を除く)

Q 利用が少なかった月の育成料やおやつ代は、日割り計算されて減額されますか？

A 利用日数にかかわらず、月額料金となります。

Q 学童クラブで怪我をしてしまった場合、保険金の支払いはあるのでしょうか？

A 市で加入している傷害保険から、学童の登降所中及び保育中の事故に対し、一定額のお見舞金が支払われます。ただし登降所時の事故については、寄り道したり習い事に寄ったりした場合は適用されません。

Q 台風や大雪で小学校が臨時休校になる場合がありますが、学童クラブはどうなりますか？

A 小学校が休校になった場合、学童クラブも閉所となります。

15. 学童クラブ一覧

申請番号	小学校名	クラブ名	電話番号	所在地	運営法人
1	東小学校	東学童クラブ	545-4733	余裕教室	※①
2	共成小学校	福島学童クラブ	544-3208	学校敷地内	※①
3	富士見丘小学校	富士見学童クラブ	541-7864	学校敷地内	※①
4	武蔵野小学校	武蔵野学童クラブ	544-7683	学校敷地内	※①
		第二武蔵野学童クラブ	545-8182	学校敷地内	※①
5	玉川小学校	玉川学童クラブ	545-0510	余裕教室	※①
		第二玉川学童クラブ	545-0363	余裕教室	※①
6	中神小学校	中神学童クラブ	543-2044	都営住宅内	※①
		第二中神学童クラブ	546-3060	余裕教室	※①
7	つつじが丘小学校	つつじが丘学童クラブA	545-4988	学校敷地内	※①
		つつじが丘学童クラブB	545-0443	学校敷地内	※①
8	光華小学校	昭和学童クラブ	545-4534	学校敷地内	※①
		第二昭和学童クラブ	545-9090	あきみ保育園内	※②
9	成隣小学校	大神学童クラブ	545-4349	学校敷地外南側	※①
10	田中小学校	田中学童クラブ	544-7740	田中町住宅内	※①
11	拝島第一小学校	拝島第一学童クラブA	545-3341	学校敷地内	※①
		拝島第一学童クラブB	544-3481	学校敷地内	※①
12	拝島第二小学校	拝島第二学童クラブ	544-5165	学校敷地内	※①
		美堀学童クラブ	546-5577	学校敷地内	※①
13	拝島第三小学校	緑学童クラブ	545-4489	緑会館内	※①
		拝島第三学童クラブ	545-2217	余裕教室	※①

運営法人※① 社会福祉法人 昭島市社会福祉事業団

運営法人※② 社会福祉法人 愛成会